「鹿児島市確認申請の手引き」改訂表

ページ	項目	IΒ	新
_	表紙	平成 31 年版	令和元年版
_	目次	法 43 条第 1 項ただし書	法 43 条第 2 項第 2 号
_	目次	既存堀車庫上へ増築する場合の 構造計算	削除
_	目次	用途変更の取扱い	削除
2★	確認申請を要す る建築物等一覧 表(1)建築物	100 m²	200 m²
3★	確認申請を要す る建築物等一覧 表(2)建築設備 法令	法87条の2第1項	法87条の4第1項
4	確認申請を要す る建築物等一覧 (4)工作物②(用 途規制対象工作 物)		田園住居地域 (表中4か所追加) ※4 「田園住居地域」は、本市で は指定なし。 (表下に追記)
5	確認申請書類 [建築物] ⑦	設計者が建築士である場合	設計者、工事監理者が建築士である場合(鹿児島市建築士データベースに有効期限内の登録がある者を除く)
6★	図面記入例	令 129 条の 2 の 5	令 129 条の 2 の 4
6	図面記入例	ガス事業法第 40 条の 4	ガス事業法第 162 条
7	協議先一覧表 1 9 関係機関	[099-216-1360]	削除
7	協議先一覧表 2 3 関係機関	[099-216-1360]	削除
7	協議先一覧表 2 5 関係機関	[096-326-7863]	[096-326-7859]
8	協議先一覧表 2 8 関係機関	[099-803-6885]	[099-803-6881]

^{※★}については、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)(令和元年6月25日施行)に伴う改訂。

8	協議先一覧表 2 10 関係機関	ホテル・旅館	ホテル・旅館・簡易宿泊所
8	協議先一覧表 2 14 関係機関	[099-216-1360]	削除
9	協議先一覧表33 関係機関	[099-216-1360]	[099-216-1359]
9	協議先一覧表 3 4 関係機関	[099-263-3111]	[099-268-3111]
9	協議先一覧表3	・区画整理課[099-216-1395]	・区画整理課 [099-216-1393]
9	協議先一覧表 3 6 関係機関	・谷山都市整備課 [099-269-8437]	・谷山都市整備課 [099-269-8435] [099-269-8436]
11	確認申請書類 [建築設備] ④	設計者が建築士である場合	設計者、工事監理者が建築士である 場合(鹿児島市建築士データベース に有効期限内の登録がある者を除 く)
11	確認申請書類 [工作物] ⑥	設計者が建築士である場合	設計者、工事監理者が建築士である 場合(鹿児島市建築士データベース に有効期限内の登録がある者を除 く)
27	仮使用認定 (点線四角囲 み)	その他の廊下	その他の通路
38	長期優良住宅認 定 (2) 申請手数料	既存住宅の増築及び改築の場合	既存住宅の増築又は改築の場合
42	バリアフリー法認定表 特定建築物	自動車講習所、学習塾、…	自動車教習所、学習塾、…
42	バリアフリー法認定表 特定建築物	旅客の乗降や待合の施設(車両、 船舶、航空機など)	旅客の乗降や待合いの施設(車両、 船舶、航空機)
63	吹きさらしの廊 下	令第2条	令第2条第1項第三号
65	ベランダ、バルコニー	令第2条	令第2条第1項第三号
67	屋外階段(建築面積)	令第2条	令第2条第1項第二号

^{※★}については、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)(令和元年6月25日施行)に伴う改訂。

68	屋外階段(床面積)	令第2条	令第2条第1項第三号
70	出窓	令第2条	令第2条第1項第三号
72	軒先空間の面積 算入について	令第2条	令第2条第1項第三号
78★	サンルームの屋 根仕様について	令第 109 条の 5	令第 109 条の 8
78	サンルームの屋 根仕様について	H12 建告第 1434 号	H28 国交告第 693 号
90	代替進入口の進 入を妨げる構造 について	②網入りガラス入りの引違い窓及び開き窓は、進入を妨げる構造には該当しないとして取り扱うこととする。 ③代替進入口の下端から床面までの高さは、1.2m以下が望ましい。 ④ガラスの種別による開口部の構造は次のとおりとする。	削除 ②代替進入口の下端から床面まで の高さは、1.2m以下が望ましい。 ③ガラスの種別による開口部の構造は次のとおりとする。
92★	屋外階段の竪穴 区画	第 112 条第 9 項 同条第 14 項第二号	第 112 条第 10 項 同条第 18 項第二号
93★	開放廊下等に面 する場合の昇降 路	第 112 条第 9 項 第 112 条第 14 項	第 112 条第 10 項 第 112 条第 18 項
96★	敷地が区域等の 内外にわたる場 合の取扱い	法第 67 条	法第 65 条
104★	用途地域の指定 のない区域の建 築形態規制に係 る数値等	法第 52 条第 1 項第 6 号 令第 134 条	法第 52 条第 1 項第 7 号 削除
116★	防火地域内に設 置する看板	法第 66 条 第 3 章第 5 節(防火地域)	法第64条 第3章第5節(防火地域及び準防火 地域)
117	既存堀車庫上へ 増築する場合の 構造計算	_	削除
125★	既設エレベータ 一の改修	法第 87 条の 2	法第 87 条の 4

^{※★}については、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)(令和元年6月25日施行)に伴う改訂。

126★	複数基の昇降機 の確認申請を同 時に申請する場 合	法第 87 条の 2	法第 87 条の 4
127★	寝台用エレベー ターの設置	法第 87 条の 2	法第 87 条の 4
131	擁壁の確認申請 件数 (タイトル変 更)	一の擁壁の取扱い	擁壁の確認申請件数
131	擁壁の確認申請 件数	擁壁は構造上独立するものを、そ れぞれ1件として扱う。	擁壁の確認申請件数は、構造上独立 するものをそれぞれ 1 件として扱 い、各々について申請を要する。